

富士河口湖町

訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和6年4月1日以降)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1176単位	1,176	1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合 39単位	39	1日につき
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2349単位	2,349	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合 77単位	77	1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合 3727単位	3,727	1月につき
A2 2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合 123単位	123	1日につき
A2 2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287単位	287	1回につき
A2 2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 179単位	179	
A2 2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合 220単位	220	
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合 163単位	163	
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 12単位減算	-12	1月につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合 1単位減算	-1	1日につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合 23単位減算	-23	1月につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 1単位減算	-1	1日につき
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合 37単位減算	-37	1月につき
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合 1単位減算	-1	1日につき
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3単位減算	-3	1回につき
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2	
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2	
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算	-2		
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10%減算		1月につき
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15%減算		
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12%減算		
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50月1回程度
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位の137/1000 加算	1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位の100/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位の55/1000 加算	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算	

A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算	
----	------	----------------------	------------------	--	------------------	--

色分けルール
・水色⇒新設 ・黄色又は赤字⇒変更 ・灰色⇒廃止

通所型サービス(独自)サービスコード表(令和6年4月1日以降)

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位数
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798単位	1,798
A6	1112	通所型独自サービス11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割りの場合	59単位
A6	1121	通所型独自サービス12	事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621
A6	1122	通所型独自サービス12日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割りの場合	119単位
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 ※1月の中で全部で4回まで	436単位
A6	1123	通所型独自サービス22	事業対象者・要支援 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	447
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割りの場合	18単位減算
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12	事業対象者・要支援2	36単位減算	-36
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割りの場合	1単位減算
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22	事業対象者・要支援2	4単位減算	-4
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割りの場合	18単位減算
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12	事業対象者・要支援2	4単位減算	-4
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割りの場合	1単位減算
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22	事業対象者・要支援2	4単位減算	-4
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1回につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47単位減算	-47
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算	225単位加算	225
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算	50
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位加算	200
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ	ト 口腔機能向上加算	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	480単位加算	480
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	チ 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2	チ 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び口腔機能向上
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3	チ 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	栄養改善及び口腔機能向上
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ	チ 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算	120単位加算	120
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2	リ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1	リ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2	リ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1	リ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2	リ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	又 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)3月に1回を限度	100単位加算
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	又 生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2	又 生活機能向上連携加算	運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算
A6	6200	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算
A6	6201	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位加算	40
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000加算
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	カ 介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000加算
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	カ 介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	コ 介護職員等特定処遇改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	タ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の11/1000加算	11

「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「サービス提供体制加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

定員超過の場合

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位数
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798単位	1,259
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	59単位	41
A6	8011	通所型独自サービス12・定超	事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	119単位	83
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 ※1月の中で全部で4回まで	436単位
A6	8013	通所型独自サービス22・定超	事業対象者・要支援 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	313

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位数
A6	9001	通所型独自サービス11・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798単位	1,259
A6	9002	通所型独自サービス11日割・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	59単位	41
A6	9011	通所型独自サービス12・欠	事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535
A6	9012	通所型独自サービス12日割・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	119単位	83
A6	9003	通所型独自サービス21・欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 ※1月の中で全部で4回まで	436単位
A6	9013	通所型独自サービス22・欠	事業対象者・要支援 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	313

色分けルール

・水色⇒新設 ・黄色又は赤字⇒変更 ・灰色⇒廃止